

食のまち・八戸満喫宿泊キャンペーン事業業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

本事業は、地震被害からの復興支援及び物価高騰等の影響を受けた地域経済の回復を目的として実施するものであり、宿泊需要の喚起及び地域内消費の拡大を図ることを目的とするものであり、民間事業者の企画力、運営力及び情報発信力を活用するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するものである。

2 業務概要

2.1 委託業務名

食のまち・八戸満喫宿泊キャンペーン事業業務委託

2.2 業務内容

業務仕様書のとおり

2.3 期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2.4 委託料上限額

75,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（うちクーポン原資額54,000,000円（課税対象外））

なお、本業務については、事業内容の拡充に係る予算措置を予定しており、当該予算が成立した場合は、市と受託候補者との協議の上、業務内容を追加し、契約金額を変更する場合がある。

3 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 参加申込の日において、令和8・9年度八戸市競争入札参加資格者名簿（物品の購入等又は工事等）に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）第114条の規定に該当するものでないこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）や、政党等を推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体や個人でないこと。
- (5) 本事業の趣旨を十分理解し、業務を的確に遂行できる能力を有していること。
- (6) 他の企画提案者の協力会社等として、重複参加していない者であること。

4 手続等に関する事務を担当する部署・連絡先

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号（市庁別館5階）
八戸市観光文化スポーツ部観光課
電話番号0178-43-9252（直通） FAX0178-46-5600
担当 企画グループ 小関
e-mail: kanko@city.hachinohe.aomori.jp

5 プロポーザル参加申込書及び企画提案書等の提出

5.1 参加申込方法

本件プロポーザルへの参加を希望するものは、次の書類を作成し提出すること。

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 参加申込書（第1号様式） | 1部 |
| (2) 誓約書兼同意書（第2号様式） | 1部 |
| (3) 質問票（第3号様式） | 1部（任意） |
| (4) 企画提案書（第4号様式） | 1部 |
| (5) 経費積算書（第5号様式） | 1部 |

5.2 提出期日

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 質問票（任意） | 令和8年7月23日（木曜日）午後5時 |
| (2) 参加申込書、誓約書兼同意書 | 令和8年7月29日（水曜日）午後5時 |
| (3) 企画提案書、経費積算書 | 令和8年8月5日（水曜日）午後5時 |

5.3 提出先

4に同じ

5.4 提出方法

- (1) 参加申込書、誓約書兼同意書
：各1部を持参又は郵送のいずれかで提出（郵送の場合は、提出期日必着）
- (2) 質問票
：電子メールで提出（詳細は7を参照）
- (3) 企画提案書、経費積算書
：5部（正本：1部、副本：4部）を持参又は郵送のいずれかで提出（郵送の場合は、提出期日必着）

6 参加資格審査

- (1) プロポーザル参加申込書及び誓約書兼同意書（以下「参加申込書等」という。）の提出があった際は、3に定める参加資格の有無について審査する。
- (2) 審査の結果、参加資格を有しない場合は、電子メール及び電話によりその旨通知し、提出された企画提案書は返却する。

7 本件プロポーザルの実施に関する質問

本件プロポーザルの実施に関する質問は、質問票（第3号様式）により、観光課へ電子メールにより提出すること。

7.1 質問受付期限

令和8年7月23日（木曜日）午後5時

7.2 回答方法

- (1) 提出された質問と回答をとりまとめのうえ、令和8年7月27日（月）までに、随時

市ホームページ上へ掲載する（質問者名は除く。）。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者に対してのみ回答する。

(2) 質問に対する回答のうち、市が必要と認めるものは、仕様書の補足とする。

8 企画提案の選考

8.1 選考の方法

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、評価基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて受託候補者を選定する。

8.2 評価基準

評価項目	評価基準	配点	
事業理解・実施方針	事業目的（宿泊需要喚起・地域消費拡大）への理解度	5	10
	地域特性（観光・食文化等）への理解	5	
実施体制・運営能力	事務局運営体制（人員・責任体制）	5	15
	コールセンター・問い合わせ対応能力	3	
	精算・事務処理能力（月次処理含む）	4	
	緊急時対応・リスク管理体制	3	
宿泊割引事業の実施能力	OTA連携・システム運用能力	6	15
	宿泊施設の登録・管理能力	4	
	在庫管理・割引適用の精度	3	
	過去の類似事業実績	2	
食のクーポン事業の実施能力	飲食店の登録・ネットワーク	5	15
	クーポン発行・管理システム	4	
	不正防止・利用管理体制	3	
	精算・換金スキームの適正性	3	
広報・プロモーション	専用サイト・予約導線の設計	4	10
	SNS・デジタル広告の活用力	3	
	紙媒体・地域広報の実施力	2	
	誘客効果の創出力（提案力）	1	
宿泊・消費拡大の実効性	宿泊需要喚起の具体性	5	15
	地域内消費（食・観光）の波及効果	5	
	目標人泊達成の実現可能性	3	
	データ分析による改善提案力	2	
安全性・コンプライアンス	個人情報保護体制	4	10
	不正利用防止対策	3	
	契約・精算の透明性	3	
積算内容	委託料の妥当性	5	10
	事務費・手数料の合理性	5	
合計			100

- (1) 選考担当者は、企画提案者から提出された企画提案書等について、評価基準により評価項目別に採点を行うものとする。
- (2) 各選考担当者は、前号の採点結果を踏まえ、企画提案全体を総合的に評価したうえで、企画提案者ごとに順位を付するものとする。
- (3) 前号の順位に基づき、1位の企画案に5点、2位の企画案に3点、3位の企画案に1点の順位点を付与する。
- (4) 6割以上の得点を獲得した者の中から、合計順位点が最も高い企画案1点を提案した者を最優秀提案者、合計順位点が最も高い企画案の次に高い企画案1点を提案した者を優秀提案者とする。
- (5) 合計順位点が同点の場合は、合計得点が高い者を上位とする。それでもなお同点の場合は、市が企画提案内容を総合的に判断し、上位者を決定する。
- (6) 企画提案者が1者のみであった場合も選考を行うものとし、得点が満点の6割以上であることを条件として、その企画提案者を選定する。

8.3 結果通知

選考結果については、全ての企画提案者に対して電子メールにより、令和8年8月10日（月曜日）までに個別に通知する。

9 契約

- (1) 本件プロポーザルの選考において最優秀提案者となった者を受託候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。協議が調わない場合には、優秀提案者を受託候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。
- (2) 契約を締結する際、受託候補者が市との協議を経ることなく企画提案の内容を大幅に変更した条件を提示したときは、その受託候補者と契約を締結しない場合がある。
- (3) 契約の期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

10 失格要件

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 所定の期日及び場所に書類を提出しないとき。
- (2) 企画提案者が本件プロポーザルに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 企画提案者が第三者（再委託先を除く。）の提案の代理をしたとき。
- (4) 書類に重大な不備があった場合又は指示した事項に違反したとき。
- (5) 経費積算書に記載する金額が「委託料上限額」を超えた提案であるとき。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 八戸市職員又は本件プロポーザルの関係者に対して、本件プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められたとき。
- (8) 本件プロポーザルの審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- (9) 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じたとき。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を再委託することができるものとする。
- (3) 本件プロポーザル及び契約に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とす

- る。
- (4) 企画提案書は、原則として非公開とする。ただし、情報公開請求等により公開の必要がある場合は、その全部又は一部を公開する場合がある。
 - (5) 提出書類を審査等で使用する場合、必要に応じて複製するときがある。
 - (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行うときがある。
 - (7) 参加申込書及び企画提案書等の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。
 - (8) 本業務により作成された成果物（企画提案書を除く。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、すべて市に帰属するものとする。

12 スケジュール（予定）

項目	日程	備考
公告・公募開始	令和8年7月15日（水）	
質問受付期限	令和8年7月23日（木）	
質問回答公表	令和8年7月27日（月）	
参加申込書等提出締切	令和8年7月29日（水）	
参加資格確認結果通知	※申込書受理日から2日以内	提案依頼通知含む
企画提案書提出締切	令和8年8月5日（水）	持参又は郵送
書面審査	令和8年8月7日（金）	
受託候補者決定	令和8年8月10日（月）	結果通知・公表
契約協議・契約締結	～令和8年8月17日（月）	